破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第５０５号
大阪府岸和田市別所町２丁目21番21号、事業所所在地大阪府岸和田市春木本町５―20
破産者　葛城商会こと　小林　貴弘
1　主文　当裁判所が平成26年12月15日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「大阪府岸和田市別所町２丁目21番21号、事業所所在地大阪府岸和田市春木本町７―17」とあるのを「大阪府岸和田市別所町２丁目21番21号、事業所所在地大阪府岸和田市春木本町５―20」と更正する。
2　決定年月日　平成27年２月10日
大阪地方裁判所岸和田支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５０２号
埼玉県入間市上小谷田１丁目３番１―505号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県入間市大字小谷田1518番地139
破産者　株式会社コンパードレ
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１８号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　7棟106号
破産者　鈴木　　薫
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第５０６０号
埼玉県加須市新利根１丁目１番地３
破産者　株式会社Ｍ．Ｔコーポレーション
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８号
愛知県江南市上奈良町緑109番地
破産者　株式会社ベルケミー
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６０号
名古屋市中区錦３丁目11番25号
破産者　ＺＡＩＢＯ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８３号
名古屋市中川区広住町９番16号
破産者　株式会社昇栄工芸
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９５号
最後の住所京都市右京区嵯峨朝日町22番地の86
破産者　亡佐野佳男相続財産
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４５８号
神戸市東灘区御影山手１丁目５番１号　御影山手アーバンライフ202号
破産者　白川　純代
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１９号
神戸市東灘区田中町２丁目３番３―501号
破産者　株式会社再生復活物語
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１１号
沖縄県那覇市壺川２丁目３番地17
破産者　東陽バス株式会社
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１７号
秋田県北秋田市木戸石字屋布岱121番地の１
破産者　農事組合法人協栄農場
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１３０３号
横浜市鶴見区東寺尾東台11番５号
破産者　クロスハーツ株式会社
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１３号
和歌山市鳴神968番地の17
破産者　有限会社初穂
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５号
静岡県富士宮市西小泉町18番地の18
破産者　有限会社ママレモン
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３３７号
静岡県浜松市東区大蒲町113番地の15
破産者　有限会社テクノライフ
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
静岡県浜松市北区三方原町739番地の２
破産者　有限会社王山
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７号
三重県多気郡大台町佐原565番地１、開始決定時の住所三重県多気郡大台町下三瀬557番地
破産者　山本　　隆
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８号
三重県多気郡大台町佐原565番地１、開始決定時の住所三重県多気郡大台町下三瀬557番地
破産者　山本とも子
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第１２号
三重県多気郡明和町大字山大淀1663番地１
破産者　株式会社ツーリング
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第８８号
山口県周南市遠石３丁目６番33号
破産者　有限会社エーエム
1　決定年月日　平成27年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部